

かほく市営住宅入居のしおり

—かほく移住体験事業参加者版—

このしおりは、かほく移住体験事業参加者として市営住宅への入居が決まった方に、入居に関して必要な事項をお知らせするものです。

市営住宅は、国や県、市が協力して建設した低額家賃の公共住宅です。そのため、民間の借家やアパートと違っていろいろな規則や制限が定められています。

このしおりでは、それらについて説明してありますので、必ず一読していただき、住宅の使用や維持管理に留意していただくようお願いします。

また、集合住宅の場合は、共同で使用する部分もあり、日常生活についても入居者相互の取り決めがありますから、十分ご承知いただき、近隣住民に迷惑をかけないようにお願いします。

かほく市 総務部 企画振興課
TEL (076) 283-1112
産業建設部 都市建設課
TEL (076) 283-7104

住宅管理センター かほく
◎施設管理、個別修繕、夜間緊急対応
TEL (076) 236-4775
◎入居募集、退去手続き、各種申請受付
TEL (076) 281-1414

入居の手続き

1. 鍵の受渡しと住宅の点検

鍵は、入居日にお渡しします。また、ガラス等の破損や設備等の点検をして、異常があれば直ちに連絡してください。

2. その他

住宅の使用料は無料ですが、事業参加費（光熱費等）として500円/日をご負担いただきます。

生活上のルール

1. 住宅施設の保管義務

①住宅や共同施設等を壊したり、汚さないように注意してください。

- ・不注意により建物を傷つけたりした場合は、必ずご連絡ください。
- ・住宅は、店舗や工場など住宅以外の用に使用することはできません。

②共同施設等は、協力しあって整理整頓してください。

- ・敷地内の除草や清掃は、入居者が行ってください。
- ・共同施設である出入口や階段、駐車場、ごみ集積所、広場などの整理整頓や維持管理、冬季の除雪は、入居者が協力し合って行ってください。

③入居者が有する権利を他人に貸したり譲ったりすることはできません。

④その他の注意事項

- ・住宅内の台所、トイレ、浴室などの設備は正しく使用してください。
- ・消火器や配電盤等の設備は、みだりに動かしたり触れたりしないでください。

2. 市営住宅内での生活の遵守義務

①禁止事項

- ・動物やペット類の飼育は、固く禁止します。
- ・室内や階段、廊下などでの大声、騒音など他の方に迷惑がかかるような行為は禁止します。
- ・共用部分での家庭菜園は禁止します。

②遵守事項

- ・家庭ごみは、指定のごみ袋を使用し、決められた日に決められた場所へ出してください。
- ・許可を受けた場所以外での駐車を禁止します。
- ・自転車、バイク等の玄関口への持込みは禁止します。
- ・共同施設の節電、節水にご協力ください。

住宅の維持・修繕

日常的な維持修繕は、入居者みなさんの負担となります。住宅の重要構造物の維持修繕は市が行いますが、入居者の不注意などにより破損した場合は入居者の負担となりますのでご注意ください。

退去時の清掃や修繕について

退去は、参加者と企画振興課が、事前に退去日と引き渡し時間を決めて、企画振興課職員が住戸立会いをすることになります。また、住宅を退去される際は以下の清掃や修繕をしていただきます。次に入居される方が気持ち良く使用できるようにお願いします。

1. 部屋 一般的な「部屋の掃除」を各室行ってください。
2. 水廻り・レンジ廻り 水はねや油汚れが無いように念入りに掃除してください。
3. 浴室・トイレ 次に入居される方が気持ち良く使用できるように念入りに掃除してください。
4. ゴミの分別 空き缶、ペットボトル、燃えるゴミの分別を確実に行ってください。空き缶、ペットボトルについては、必ず水洗いした状態で専用のネットに仕分けしてください。していないと認められた場合は、ご自身でお持ち帰りいただきます。
5. その他 入居者の使用や不注意による破損等の修繕や、入居者が設置した設備の撤去を行なってください。

法令違反等による明渡し

次の場合は住宅を明渡ししていただくこととなります。

1. 不正の行為によって入居したとき
2. 住宅又は共同施設を故意に損傷したとき
3. 住宅を他の者に貸したり、承認を受けないで他の者を同居させたとき
4. 住宅を居住以外の用に使用したとき
5. 住宅を無断で模様替えし、または増築したとき
6. その他条例等違反したとき

災害等に備えて

普段から火災や不慮の事故のないように、下記の事項に十分気をつけてください。

1. 子どもが火遊び等危険な遊びをしないように注意してください。
2. 子どもの転落事故防止のため、窓や手すりの周辺に物を置かないでください。
3. 灯油類を共用部分（階段・通路等）に置くことを禁止します。
4. 暖房機器、電化機器については、使用前に点検し正しく使いましょう。
5. 階段は避難経路として重要です。階段には物を置かないでください。
6. 市が訪問販売等の斡旋をすることは、絶対にありません。被害に合わないようご注意ください。
7. 消防検査等で検査員の入室が必要な場合に、入居者の在室をお願いする場合があります。

新型コロナウイルスへの対応について

ワクチン3回接種証明またはPCR検査等の陰性証明をご準備ください。参加当日に企画振興課事務室にて参加者全員分について確認いたします。また、体験事業参加中には健康観察記録表を毎日作成していただきます。体調が優れない場合は直ちに企画振興課までご連絡ください。

その他

かほく市内で車を借りる場合は、下記の業者へお問い合わせください。かほく市からの斡旋は一切いたしませんので、ご了承ください。

業者名	連絡先	住所
ニコニコレンタカー（コスモ自動車）	076-283-5008	かほく市七窪口 45
ウチカタレンタリース	076-283-2844	かほく市秋浜ハ 84
カースタレンタカーかほく宇野気（宇野気石油）	076-283-0515	かほく市内日角 1-30
にしだ自動車ジョイカルかほく店	076-283-2567	かほく市秋浜ハ 55-1

また、タクシーを利用される場合、病院に通院する場合は、部屋に備え付けてある「テレホンガイドかほく2017年版」をご参照ください。

お問い合わせ先

かほく市役所 担当課

かほく市総務部企画振興課 地域振興係
☎ (076) 283-1112 FAX (076) 283-4242

かほく市産業建設部都市建設課 管理計画係
☎ (076) 283-7104 FAX (076) 283-7108

住宅管理センター かほく

〒929-1215 かほく市高松ノ35番地4（コーポ高松敷地内）

☆施設管理、個別修繕のご相談・お問合せ、夜間緊急対応など

☎ (076) 236-4775(24時間受付) FAX (076) 236-4286

営業日 月曜日から金曜日

※年末年始（12月29日から1月3日）、土・日・祝日は休業

営業時間 午前8時30分 から 午後5時15分まで